次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一	アジア拠点化立地推進事業費補助金（研究開発に係るものを除く。）	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇
			事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	
	アスベスト代替化対策事業費補助金		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三九
	アセアン産業構造高度化事業費補助金		店舗用のもの	四七
	インフラ・システム輸出等促進事業費補助金		病院用のもの	三九
	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金		変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用又は屋内スケート場用のもの	三八
	エネルギー構造転換理解促進事業費補助金		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分に限る。）		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
	エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費補助金（エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費補助に係るものに限る。）		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一

改正前

別表

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一	アジア拠点化立地推進事業費補助金（研究開発に係るものを除く。）	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇
			事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	
	アスベスト代替化対策事業費補助金		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三九
	アセアン産業構造高度化事業費補助金		店舗用のもの	四七
	インフラ・システム輸出等促進事業費補助金		病院用のもの	三九
	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金		変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用又は屋内スケート場用のもの	三八
	エネルギー構造転換理解促進事業費補助金		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分に限る。）		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
	エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費補助金（エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費補助に係るものに限る。）		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一